

令和2年4月10日

生徒・保護者各位

青翔開智中学校・高等学校

校長 織田澤 博樹

## 新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言発令後の対応について

拝啓 平素より本校の教育活動にご理解・ご協力賜り誠にありがとうございます。

この度、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に基づき、緊急事態宣言対象地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）をはじめとする鳥取県外から転入、または通学してくる生徒について、下記の通り対応をまとめました。なお、4月3日時点で、当該生徒を含む全ての生徒を対象に健康状況の把握を行い、全身体調等に問題がないことを確認しております。

なお、今回の対応については、今後状況等の変化に応じて、対応方針の変更・見直しもありますので、ご了承ください。引き続き、ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

敬具

### 記

#### 1. 鳥取県外から転入する生徒への対応

- ・鳥取県内に転入してから2週間程度程度の外出自粛とする。
- ・特に緊急事態宣言発令後、対象地域から本校に転入する生徒は、鳥取県内に転入してから2週間程度の出席停止とする。

#### 2. 兵庫県から通学する生徒への対応

- ・4月13日から5月6日までの間、出席停止とする。
- ・学習に著しく遅れが生じることのないよう、オンライン学習等で家庭学習を課す。

#### 3. 感染者20名以上が確認されている都道府県で生活していた家族が家に戻ってくる場合 以下の条件に合えば登校可能とする。

- (1) 当該家族が感染者との濃厚接触者でないこと
- (2) 当該家族の来鳥（帰鳥）までの行動履歴を把握、確認できていること

以上